

令和7年9月1日号

まちなみ通信 No.76

～創設50周年を迎えた伝建制度について～



廿日市市宮島町のスタンプ

宮島町が令和3年8月に国の重伝建地区に選定されてから4年が経過しました。これを機に改めて伝建制度について皆さんにお伝えします。

— 伝建制度 —

伝建制度は「伝統的建造物群保存地区制度」を略したものです。現在全国で129か所の重要伝統的建造物群保存地区（重伝建）が、国から選定されています。

伝建制度は歴史的な集落や町並みを保存・整備するため、昭和50年に文化財保護法が改正されて創設されたもので、今年で50周年を迎えています。



伝建協総会の会場のようす（伝建協提供）

— 伝建キャッチコピー —

総会では、伝建の認知度の向上を図り、さらに50年・100年と守り伝わるように伝建キャッチコピーを決定しました。

移りゆく暮らし

変わらない町並み



50th Anniversary of Preservation Districts for Groups of Traditional Buildings

— 伝建協 —

伝建協は「全国伝統的建造物群保存地区協議会」を略したものです。伝建地区を有する106の自治体によって構成されており、伝建地区の保存・整備に関する調査・研究、情報の収集及び発信などの活動を行っています。

7月3日に令和7年度総会が京都で開催され、伝建地区を取り巻く社会の変化、伝建地区に求められていることや課題などを共有しました。

また、これまで50年のあゆみを振り返るとともに、これからの50年に向けて、さらに魅力的なまちづくりを進めるための展望を話し合いました。

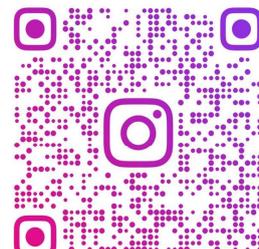
— 情報発信 —

伝建協では日本全国の伝建地区の風景やイベントをお届けするため、Instagramを開設しています。宮島町の伝建地区も紹介されていますのでぜひご覧ください。



@DENKEN_JAPAN

【公式】伝建協



2024年10月24日にシェアされた投稿
作成者: DENKEN_JAPAN

宮島町の紹介

令和9年度の保存事業を募集しています

再来年度、令和9年度に補助金交付を受けて、建造物の修理修景工事をされる方を募集しています。補助金の活用を検討される場合は、宮島企画調整課に工事の内容等について相談していただいた上で申出書の提出をお願いします。

- 対象区域**：宮島町重要伝統的建造物群保存地区内
- 対象物件**：令和9年度に伝建地区の基準に適合する工事を行う建造物
- 伝統的建造物（修理基準）補助率 9/10 以内（上限：設計 100 万円、工事 1,000 万円）**
古写真や痕跡調査に基づき、伝統的な意匠・特性を現状維持又は復原するもの
- 一般の建造物（修景基準）補助率 8/10 以内（上限：設計 60 万円、工事 600 万円）**
修景基準に基づく新築や増築等により周囲の伝統的建造物と調和した外観とするもの
- 提出期限**：令和7年9月30日(火)

※ 応募件数によっては、伝統的建造物群保存地区保存審議会において優先順位を決めさせていただきます。



修理前



修理後

— 申し出受付中 — 【補助制度】 シロアリを駆除しませんか

シロアリ駆除の時期は4月から9月ごろまでが効果的です。

伝統的建造物の保存同意をいただいている所有者の方を対象としたシロアリ駆除のための補助制度があります。（補助率 9/10 以内 上限 100 万円 予算には限りがあります）

シロアリ被害にお困りの方や心配がある方は、宮島企画調整課までご相談ください。

【建物相談会のご案内】

宮島企画調整課の職員（建築職）による、建物相談会を実施します。

○日時：令和7年9月11日（木）10時00分～16時00分〈予約は不要です〉

○場所：etto 宮島交流館 1階会議室

○相談事例：建物のお困りごと（雨もり、シロアリ、外壁の劣化、耐震化など）や補助制度のことなど

※ 相談等に関して知り得た個人情報を利用目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供することはありません。